

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会

報告書（答申）案

～児童がより良い環境で学校生活を送れるために～

平成25年3月

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会

目 次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ◆はじめに | … ページ |
| 1. 現状と課題 | … ページ |
| 2. 検討結果 | |
| (1) 学校区の見直しと実施時期 | … ページ |
| (2) 学校区の見直しに係る特例措置 | … ページ |
| (3) 両校の交流のあり方 | … ページ |
| (4) 通学路及び通学方法 | … ページ |
| (5) 見直しに伴う保護者負担の軽減 | … ページ |
| (6) 常滑西小学校の防災対策 | … ページ |
| 3. 参考意見 | … ページ |
| ＜資 料＞ | |
| 1. 検討会資料 | … ページ |
| 2. 検討会会議録 | … ページ |
| 3. 見直し等検討会の検討経過 | … ページ |
| 4. 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会設置要綱 | … ページ |
| 5. 委員等名簿 | … ページ |

はじめに

私たちの住む常滑市は、平成 17 年の中部国際空港（セントレア）の開港に向けて土地区画整理事業による優良住宅地の造成を進めてきました。その結果、減少傾向であった人口は増加に転じ、伸び率も全国上位を占めるようになりました。特に常滑地区東部丘陵地で進める常滑地区ニュータウン整理事業によって生み出された飛香台地区の人口増加は著しく、この地区を通学区域（学区）とする常滑東小学校は、住宅地分譲の進捗とともに児童数が急増しています。更に今後も増加が続き、近い将来、児童数 1,000 人を超えるマンモス校になると予測されます。一方、同じ常滑地区にある常滑西小学校は、少子高齢化の進行に伴い児童数が減少し、クラス替えができない 1 学級の学年が生じている状況です。こうした両校の規模の不均衡は今後、更に広がると思われます。

マンモス校の問題は、子ども一人ひとりに教員の目が届きにくく十分な指導できないことや多人数の中で一人ひとり活躍の場が狭まれるなどです。

また、小規模校（1 学級の学年がある学校）の問題は、少人数で学校生活を送る中で子どもに序列が生まれ、それが 6 年間継続することや学級対抗行事ができないためお互いの競争心が育ちにくいなどです。

同じ地区にある二つの小学校の児童数・学級数の不均衡を是正し、将来それぞれの学校で起こるであろう問題を回避するため、昭和 55 年度から続いてきた両校の学区の見直しなどを行う必要があります。特に常滑東小学校は、教室が不足することが見込まれ、早急な対応を迫られる事態になっています。

こうした事態を解決するため両学区の子どもに関係ある方々にお集まりいただき「常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会」を設置し、両校の児童がより良い環境のもとで学校生活を送ることができるよう検討を進めてまいりました。

検討会委員の皆様は、子どもたちの親であり、自分の孫のことであり、また母校のことでありますので、それぞれの考えをお持ちでしたが、こうして検討会の報告書としてまとめることができましたことは、委員の皆様が「地域の中に学校がある」という共通の思いに至った結果であると感謝いたしております。

学区を変更することは、通学する子どもたちにとっても、保護者の方々にとっても、また地域の方々にとっても大きな変化となりますので、市教育委員会としましても、この報告書を受け、明日の常滑を担う子どもたちを始め地域の方々にとっても最善の決定をされるよう切に要望します。

平成 25 年 4 月 日

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会
会 長 久 田 孝 寛

1. 現状と課題

近年の常滑地区東部の住宅地開発により、東部地区を通学区域（以下、「学校区」という。）とする常滑東小学校の児童数・学級数が急増している。一方、旧市街地を通学区域にする常滑西小学校は、少子化に伴い児童数・学級数が減少している。学校間の不均衡の傾向は更に広がることが予測され、常滑東小学校では教室が不足することが懸念される。こうした現状を踏まえ、両校の規模の不均衡を緩和し、子どもたちがより良い環境で学校生活を送れるようにすることが喫緊の課題となっている。

常滑地区小学校は、常滑小学校 1 校で運営していたが、児童数及び学級数が昭和 54 年度には 1,857 人 46 学級とマンモス校になり、昭和 55 年度から常滑東小学校と常滑西小学校に分割されて現在に至っている。

分割当時（昭和 55 年度）の児童数は、常滑東小学校が 727 人 20 学級、常滑西小学校が 1,024 人 25 学級であった。その後、梶間土地地区画整理事業や現在施工中の常滑地区土地地区画整理事業（常滑地区ニュータウン整理事業）により、常滑東部地区の人口が増加し、児童数の逆転現象が生じた。更に近年は、少子化の進展と飛香台地区の住宅地分譲の進捗により、差が広がっている。

◆常滑地区小学校の児童・学級数の推移（※特別支援学級 2 学級を含む）

| | | S54 | | | S55 | H元 | H10 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 常滑小 | 児童数 | 1,857 | 常滑西小 | 児童数 | 1,024 | 550 | 458 | 422 | 403 | 385 | 360 | 322 |
| | | | | 学級数 | 25 | 17 | 15 | 15 | 14 | 13 | 14 | 13 |
| | 学級数 | 46 | 常滑東小 | 児童数 | 727 | 507 | 463 | 533 | 564 | 610 | 616 | 688 |
| | | | | 学級数 | 20 | 16 | 15 | 20 | 20 | 21 | 20 | 23 |

◆住民基本台帳による児童数・学級数の見込み（※特別支援学級 2 学級を含む） H25. 2. 1 住基

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 常滑東小 | 児童数 | 765 | 822 | 898 | 966 | 1,020 |
| | 学級数 | 26 | 27 | 29 | 30 | 32 |
| 常滑西小 | 児童数 | 301 | 299 | 298 | 287 | 310 |
| | 学級数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 14 |

平成 10 年から始まった常滑地区土地地区画整理事業は、西地区・東地区を合わせて、計画人口 5,000 人、計画戸数 1,650 戸であるが、平成 25 年 2 月末時点で、飛香台の人口は 2,464 人、世帯数は 827 世帯である。計画人口、計画戸数に対する進捗率は、人口が 49.3%、戸数が 50.1%である。飛香台に住所を有する小学生は、平成 25 年 2 月 1 日時点で 135 人であり、小学生が占める割合は 5.5%となっている。また同時点の飛香台の 0 歳から 12 歳の児童数は 760 人である。飛香台の人口、戸数ともに約 50%の進捗率であるので、今後も飛香台の児童は増加すると推測される。

今後、常滑東小学校の学校区である飛香台の転入児童を加えると両校の児童数の差は更に広がり、常滑東小学校は児童数 1,000 人、学級数 30 学級を超えるマンモス校になることが予想される。

飛香台の転入児童の増加を見込んで、常滑東小学校の児童数と学級数を推測すると次のようになる。

(※特別支援学級 2 学級を含む)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 児童数 | 789 | 870 | 970 | 1,062 | 1,140 |
| 学級数 | 27 | 28 | 30 | 33 | 34 |

◆常滑東小学校・常滑西小学校の普通教室数の見込み

(1) 常滑東小学校

- ・平成 24 年度において通常学級と特別支援学級合わせて 23 学級あり、普通教室 23 教室で学校運営しているが、今後、児童数の増加に伴い少人数学級や更衣室を普通教室に転用して対応しなければならない。しかし、転用可能な教室は、6 教室が考えられるが、現状では、28 年度には普通教室が不足することになる。

(2) 常滑西小学校

- ・分割前の常滑小学校時代は、学級数が 46 学級であったので、教室数としてはかなり余裕があるが、校舎自体が老朽化しているので、普通教室として使用するには、大規模な改修が必要になる。
- ・比較的少ない費用で普通教室へ転用可能な教室としては、本館 3 階の 5 年ルームと 6 年ルーム、北館 3 階の学習室 1・2・3 の 5 教室がある。

2. 検討結果

「常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会」では、昨年 10 月に教育委員会が常滑東小学校と常滑西小学校の保護者を対象に開催した説明会において、保護者の皆さんから出された次の課題について、検討を行った。

- (1) 学校区の見直しと実施時期
- (2) 学校区の見直しに係る特例措置
- (3) 両校の交流のあり方
- (4) 通学路と通学方法
- (5) 見直しに伴う保護者負担の軽減
- (6) 常滑西小学校の防災対策

(1) 学校区の見直しと実施時期

- ・住宅地開発に伴う児童数増加による常滑東小学校のマンモス校化と少子化に伴う児童数減少による常滑西小学校の小規模校化という両校の規模の不均衡を是正すること

は必要である。特に常滑東小学校のマンモス校化は、児童の学習・生活環境にとって好ましいものではなく、早急に解決するよう要望する。

- ・常滑東小学校の児童数の増加への対応は、校舎の増築という方法も考えられるが、この方法では常滑東小学校のマンモス校化を助長することになり、得策ではないと考える。
- ・常滑東小学校のマンモス校化を回避し、両校の不均衡を是正する方法として、学校区の見直しは、行わざるを得ないと考える。
- ・学校区の見直しは、現在の常滑東小学校区の児童に常滑西小学校へ転入学していただく必要がある。
- ・“常滑東小学校のマンモス校化の回避と常滑西小学校の適正規模の維持”及び“行政区と学校区をできる限り同じにすることが望ましい”との二つの基本方針のもとで、具体的にどのように学校区を見直したらよいかについて、次のいくつかの案を検討した。

第1案 常滑東小学校区内の奥条区と山方区を同時に常滑西小学校区に変更する。

第2案 国道247号の東側を常滑東小学校区し、西側を常滑西小学校区とする。ただし、常滑東小学校、常滑西小学校ともに瀬木区内にあるため、国道247号の西側の千代ヶ丘、瀬木町は常滑東小学校区であることを変えない。

第3案 飛香台地区を二分割し、西地区（飛香台1・2・3・7・8丁目）を常滑西小学校区に、東地区（飛香台4・5・6丁目）を常滑東小学校区にする。

第4案 第1案の奥条区と山方区を常滑西小学校区に変更するとともに、常滑東小学校区である北条区のうち国道247号より西側の錦町、原松町、陶郷町、千代ヶ丘を常滑西小学校区に変更する。

第5案 第4案の奥条区、山方区、北条区の国道247号より西側地区に加えて、北条区の国道247号より東側の小森、萱荊口、脇田口、長間、斧口、広内を常滑西小学校区に変更する。

- ・平成31年度以降の飛香台児童の増加傾向が明らかではないが、現時点で、計画世帯数の約50%であることを考えると今後も増加することが見込まれる。何度も学校区を見直すことは好ましいことではないので、平成30年度において両校の児童数・学級数の差が小さくなる**第5案**が良いと考えられる。
- ・実施時期としては、早急の対応が必要なので、**平成26年度**から実施できるように準備をするよう要望する。

◆第5案による常滑東小学校と常滑西小学校の児童数と学級数

奥条区・山方区の全部と北条区の国道247号より西側(錦町、原松町、陶郷町、千代ヶ丘)と東側(小森、萱苅口、脇田口、長間、斧口、広内)を常滑西小学校区へ変更

| 常滑東小学校 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | |
|-----------------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 見直し前 | 児童数 | 765 | 822 | 898 | 966 | 1,020 | |
| | 学級数 | 26 | 27 | 29 | 30 | 32 | |
| 見直し対象区域(奥条・山方) | | 児童数 - | 324 | 304 | 294 | 284 | 276 |
| 北条区内の247号より西側地域 | | 児童数 - | 59 | 62 | 58 | 56 | 49 |
| 北条区内の247号より東側地域 | | 児童数 - | 43 | 44 | 45 | 50 | 52 |
| 飛香台増加見込 | | 児童数 + | 48 | 72 | 96 | 120 | 144 |
| 見直し後 | 児童数 | 387 | 484 | 597 | 696 | 787 | |
| | 学級数 | 16 | 18 | 21 | 24 | 27 | |

| 常滑西小学校 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | |
|-----------------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見直し前 | 児童数 | 301 | 299 | 298 | 287 | 310 | |
| | 学級数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 14 | |
| 見直し対象区域(奥条・山方) | | 児童数 + | 324 | 304 | 294 | 284 | 276 |
| 北条区内の247号より西側地域 | | 児童数 + | 59 | 62 | 58 | 56 | 49 |
| 北条区内の247号より東側地域 | | 児童数 + | 44 | 45 | 46 | 50 | 52 |
| 見直し後 | 児童数 | 728 | 710 | 696 | 677 | 687 | |
| | 学級数 | 24 | 24 | 23 | 22 | 22 | |

<参考> 学校規模によるメリット・デメリット（文部科学省）

※小学校の場合

| 大規模化 | | 小規模化 | |
|---|--|--|--|
| メリット | デメリット | メリット | デメリット |
| <p>集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</p> | <p>全教職員による各児童一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</p> | <p>児童の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</p> | <p>集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</p> <p>1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</p> |
| <p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</p> <p>児童数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</p> | <p>学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。</p> | <p>学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。</p> | <p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</p> <p>児童数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</p> |

(2) 学校区の見直しに係る特例措置

学校区を見直すにあたり、次の三つの特例措置について検討した。

① 特定地域選択制の導入について

今回の見直しで、常滑西小学校区へ変更にならない常滑東小学校区の児童が常滑西小学校への通学を希望すれば常滑西小学校も選択できるというこの制度は、昨年10月の教育委員会の見直し案で提案があったが、第5案の実施により両校の規模の不均衡の是正には有効な手段とならないので、導入は見合わせるのが良い。

② 学区外通学の申請について

今回の見直しで、常滑東小学校区から常滑西小学校区へ変更になる児童で、いじめや不登校などの心配で常滑西小学校へは転校できない児童については常滑東小学校への学区外通学を認めるよう要望する。

③ 6年生とその兄弟姉妹への対応について

見直しにより、常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる6年生について、6年間の一大イベントの修学旅行に、今までの友達と一緒に行くことを希望する児童のために、見直し実施の初年度に限り、6年生とその兄弟姉妹は、希望により常滑東小学校へ学区外通学を認めるよう要望する。

(3) 両校の交流のあり方

学校区の見直しによる常滑東小学校から常滑西小学校への転校がスムーズにできるように両校の児童、保護者それに教員が交流できる機会を設け、お互いに理解を深める必要があると考える。

具体的には、合同の運動会や球技大会の開催などスポーツ面での交流やキャンプなど校外学習での交流を図るよう要望する。また、常滑東小学校の児童・保護者による常滑西小学校の学習発表会の見学や日曜学級への参加、両校の学級だよりの交換などで理解を深めることができるよう要望する。常滑東小学校の保護者が、いつでも常滑西小学校の様子を見学できるような体制をつくるよう要望する。

常滑東小学校の教員が、児童と一緒に常滑西小学校へ異動できるように要望する。

また、転校後は、教員やスクールカウンセラーが児童を注意深く見守り、早期の対応に努めるよう要望する。

(4) 通学路と通学方法

学校区の見直しにより常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる北条区の児童及び奥条区、山方区の児童の通学路は、検討会が提案する図を参考に常滑西小学校において、児童の安全を第一に考えて設定していただくよう要望する。

また、通学方法についても児童が安全に登下校できる方法を常滑西小学校において設定するよう要望する。特に低学年の児童の登下校の方法について配慮していただくようお願いする。

(5) 見直しに伴う保護者負担の軽減

学校区の見直しにより常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる児童の体操服、通学用帽子、学用品などの買い替え費用を市が補助できるよう要望する。また、大曾地区から常滑西小学校へ通学することになる児童のバス通学費補助を行うよう要望する。

(6) 常滑西小学校の防災対策について

標高が高い常滑東小学校から低い常滑西小学校へ転校することになる児童の津波被害への不安を軽減するため、津波警報等発令時に在校児童が避難することになる校舎屋上の手すりの補強工事を行うよう要望する。また、大規模災害発生時に学校に留まることになる児童用食料の備蓄を検討するよう要望する。

3. 参考意見

- ・常滑西小学校は校舎が古くて怖いというイメージがあるので、鬼南小の図書館のように名芸大生にお願いし、明るいイメージにしてもらえば、転校しやすくなるのではないかと。特に女子トイレや更衣室は怖くて汚いというイメージがあるので、検討をお願いします。
- ・常滑東小学校も常滑西小学校も瀬木区にあることが問題を複雑にしている。常滑中学校を常滑東小学校へ、常滑東小学校を常滑中学校に戻したらどうか。また、旧常滑高校の活用はできないかという意見がある。
- ・常滑東小学校の方が近いのに、なぜ常滑西小学校に転校しなければならないのかという疑問を持つ児童もいるので、学校区界の児童は常滑東小学校も選択できるようにする考えもあるのではないかと。
- ・学校区を変更して常滑西小学校区になっても、常滑東小学校に隣接するエリアの児童は常滑東小学校も選択できるようにする考えもあると思う。
- ・第5案が良いと思うが、今後の飛香台の増加を考えると飛香台1丁目も常滑西小学校区とするなどして、両校の人数のバランスをとることも考えられる。
- ・常滑東小学校は、25年度25クラスになるが、子どもにとって良い環境とはいえない。2校のアンバランスの是正というより、常滑東小学校のキャパシティを超えないように配慮することを最優先にすることが求められる。
- ・第5案が理想だが、北条区の県営古千代住宅のエリアも常西小校区という意見もある。
- ・北条区の北古千代、南古千代、奥夏敷も常滑西小学校区にという意見もあるが、この地区は常滑東小学校が目前にあるので、反対である。
- ・見直し後の常滑東小学校は、飛香台の保護者が多くのPTA役員になるので、これまでの常滑東小学校PTAの流れを知っている人がいなくなり、不安を持つ人がいる。
- ・大曾地区児童のバス通学費補助について、長峰～山方橋間を補助すれば、大曾～山方橋間もということになり、収拾がつかなくなる。バス通学補助を行うなら学用品補助を増やすなどした方がよい。
- ・大曾地区児童のバス通学補助は必要ない。かじま台から常滑西小学校までの通学距離は変わらないので長峰バス停留所で降りて、学校まで歩けば良い。
- ・大曾～長峰間をバス補助し、長峰～山方橋までは徒歩で行けばよい。
- ・1年前に行革により大曾～長峰間の補助を廃止したのに、学校区の見直しにより長峰～山方橋間だけ補助を行うというのは、おかしな話である。
- ・常西小校舎の実情を検討会委員に視察していただく機会を設けたらどうか。
- ・常西小の児童が増えると、学校行事等の時の駐車場の問題が出てくる。☞保護者も児童と一緒に歩いて、通学路の点検を行うようにすればよい。

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会設置要綱

(設置)

第1条 住宅地開発と少子化に伴い生じている常滑市立常滑東小学校及び常滑西小学校の児童数、学級数の不均衡を是正し、児童がより良い環境で学校生活を送れるよう通学区域の見直し等を行うため、常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、通学区域の見直し等に必要な事項に関すること。

(報告)

第3条 検討会は、前条各号に掲げる検討結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 常滑東小学校及び常滑西小学校のPTA代表
- (3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある幼・保育園母親の会代表
- (4) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある子ども会育成会代表
- (5) 常滑地区6区の各代表
- (6) 常滑地区青少年問題連絡協議会代表
- (7) 常滑地区子どもを守る会代表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第7条 検討会に会長及び副会長1人を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が検討会

に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

検 討 会 委 員 名 簿

検討会委員（敬称略）

委嘱期間：平成 25 年 1 月 10 日～平成 26 年 3 月 31 日

| No | 氏名 | 住所 | 所属等 | 備考 |
|----|-------|--------|-------------------|-----|
| 1 | 久田孝寛 | 西阿野字半月 | 学識経験者 | 会長 |
| 2 | 川畑博之 | 錦町 | 常滑東小学校 P T A 会長 | |
| 3 | 田中朱根 | 字広内 | 常滑東小学校 P T A 母親代表 | |
| 4 | 伊奈幸洋 | 新開町 | 常滑西小学校 P T A 会長 | |
| 5 | 鯉江紀子 | 栄町 | 常滑西小学校 P T A 母親代表 | |
| 6 | 筒井友美 | かじま台 | 常石保育園母親代表 | |
| 7 | 山本佐恵子 | 奥条 | 常滑地区子どもを守る会会長 | 副会長 |
| 8 | 都築孝弘 | 字長峰一ノ切 | 奥条子ども会育成会会長 | |
| 9 | 土平栄一 | 山方町 | 山方子ども会育成会会長 | |
| 10 | 磯村智恵子 | 原松町 | 常滑地区青少年問題連絡協議会会長 | |
| 11 | 渡辺慶太郎 | 千代ヶ丘 | 主任児童委員 | |
| 12 | 西本成子 | 市場町 | とこなめ子育て支援協議会会長 | |
| 13 | 山本純弘 | 栄町 | 北条区の代表 | |
| 14 | 片岡 覚 | 瀬木町 | 瀬木区の代表 | |
| 15 | 河井照明 | 奥条 | 奥条区の代表 | |
| 16 | 富澤公明 | 市場町 | 市場区の代表 | |
| 17 | 片山恵三 | 白山町 | 山方区の代表 | |
| 18 | 村上貴博 | 保示町 | 保示区の代表 | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |

事務局

| No | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------|------|----|
| 1 | 教育長 | 加藤宣和 | |
| 2 | 教育部長 | 盛田昌樹 | |
| 3 | 学校教育課長 | 渡辺 勉 | |
| 4 | 学校教育課指導主事 | 小竹紀夫 | |
| 5 | 学校教育課課長補佐 | 吉房照恵 | |
| 6 | 学校教育課主事 | 稲葉祐介 | |
| 7 | 学校教育課主事 | 吉田博高 | |